

## 第 35 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 5 月 28 日 (木) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 45 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室 3-A B C

3 出席委員 (24 名)

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	2 番	菅野	能稔
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	7 番	前川	厚司
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	10 番	深松	俊英
	11 番	蛭原	一治
	12 番	石川	雅洋
	13 番	森	勤子
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	帰山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 農地所有適格法人報告書の受理について

第 2 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議案

第 1 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 5 号 現況証明について

- |   |            |       |
|---|------------|-------|
| 5 | 事務局長       | 川瀬 康彦 |
|   | 忠類支局長      | 高橋 宏邦 |
|   | 農地振興係長     | 岩岡 夢貴 |
|   | 忠類支局農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
|   | 農地振興係主査    | 菅原美栄子 |
|   | 農地振興係主事    | 石塚 瑶人 |

6 会議の概要

<p>議長</p>	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第35回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に23番 鯖戸代理、1番 香西委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>諸般の報告は、特にございません。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>ほか計11法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第1号について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、報告第2号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番、2番の説明をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第2号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>案件は、議案書 1 ページの令和元年 5 月 27 日、議案書 2 ページの令和元年 8 月 1 日及び令和元年 9 月 30 日に許可をした 2 件でございます。</p> <p>今月 20 日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第 2 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第 2 号 1 番、2 番については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第 3 号 1 番の説明をいたします。</p> <p>報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」、農地法第 5 条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。</p> <p>案件は、議案書 3 ページの令和 2 年 4 月 27 日第 34 回総会で審議された 1 件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>なお、記載のとおり条件を付し、令和 2 年 5 月 22 日付けで許可をしております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第 3 号 1 番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第 3 号 1 番については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第 1 号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番から 8 番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第 1 号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第 18 条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第 1 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】</p> <p>1 番、2 番は耕作地の一部返還のため解約するものです。</p>

【議案第1号3番から8番について議案書をもとに朗読】

3番から8番の案件は、新たに設立した法人へ賃貸借の借換え手続きを行うために解約するものです。

以上8件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立するものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号1番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から8番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。1番から2番の案件につきましては、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。3番から4番の案件につきましては、借主の農地所有適格法人設立に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番、6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。5番から6番の案件につきましては、借主の農地所有適格法人設立に伴う借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第2号7番について議案書をもとに説明】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、平成27年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号8番について議案書をもとに説明】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、平成28年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号9番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番について議案書をもとに説明】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、平成28年2月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号9番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号10番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(4番 渡邊委員退席)

議長

それでは、議案第2号10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号10番について議案書をもとに説明】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

この案件につきましては、平成27年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号10番は原案のとおり可決されました。

(4番 渡邊委員着席)

議長

次の議案第2号11番につきましては、菅野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。



(2番 菅野委員退席)

議長 それでは、議案第2号11番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号11番について議案書をもとに説明】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件につきましては、平成27年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番は原案のとおり可決されました。

(2番 菅野委員着席)

議長 次に、議案第2号12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号12番について議案書をもとに説明】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、平成27年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号13番から17番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番から17番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7から9ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は、13番の案件は平成27年7月に、14番の案件は平成22年11月に、15番から17番の案件は平成22年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号13番から17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号13番から17番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。この案件につきましては、平成22年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号18番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号19番、20番につきましては、齊藤一男委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(6 番 齊藤一男委員退席)

議長 それでは、議案第2号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番から20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5 番 5 番説明いたします。この案件につきましては、本来、地区担当委員は齊藤一男委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

今回の案件は、平成22年10月、平成25年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと考えております。

以上で説明をおわります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号19番、20番について、原案のとおり決することに異議ございませ

んか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号19番、20番は原案のとおり可決されました。

(6番 齊藤一男委員着席)

議長 次に、議案第2号21番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号21番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、平成23年2月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいますことから、今回の所有権を移転することにつきましては、問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号21番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借の再設定でありますことから、周辺農地への影響はないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添、調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、借主の経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は、今月20日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番、6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書5から6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件につきましては、今月21日に蛭原委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第3号7番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(4番 渡邊委員退席)

議長

それでは、議案第3号7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3

条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 この案件は本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。  
この案件につきましては、今月21日に蛭原委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。

(4番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、倉庫等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、今月20日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。



議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。  
議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月20日に橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5番	5番説明いたします。本件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月21日に菅野委員、蛭原委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第35回農業委員会総会を閉会します。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。